

(介護予防)指定居宅サービス事業 指定訪問看護事業

重要事項説明書

医 療 法 人 済 世 会
訪問看護ステーションパラソル

➤ 事業所番号 4060390178

【目次】

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の勤務体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3～4
6. 苦情の受付	4～5
7. 虐待防止・身体拘束に関する事項	5
8. サービス契約の変更等	5～6
9. 緊急時対応、その他	6

(ページ数)

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人済世会
(2) 法人所在地 福岡県福岡市東区名島四丁目28番53号
(3) 電話番号 092-681-2416
(4) 代表者氏名 理事長 河野 正美

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護保険法による 訪問看護 介護予防訪問看護
(生活保護法による介護機関の指定あり)
医療保険法による 指定訪問看護
(健康保険法による医療機関の指定あり)
- (2) 事業の目的 かかりつけの医師が訪問看護及び介護予防訪問看護の必要を認めた方に対し、適正な訪問看護及び介護予防訪問看護を提供することを目的としております。
- (3) 運営方針 在宅療養をしている利用者の「生活の質」を確保するため、保健・医療福祉関係者と密接な連携のもとに、在宅療養が継続できるように支援する。また、円滑な事業運営に努め、在宅ケアの推進を図る。
- (4) 事業所の名称 訪問看護ステーションパラソル
- (5) 事業所の所在地 福岡県福岡市東区名島四丁目28番53号
- (6) 事業所開設日 平成12年11月1日 事業所指定
- (7) 電話番号 092-661-7444
- (8) 管理者氏名 米谷 由香里

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業実施地域 福岡市・糟屋郡・古賀市・飯塚市・嘉麻市・春日市・筑紫野市・大野城市・那珂川市・太宰府市・久留米市・宗像市・糸島市・福津市
※ただし、離島はのぞく。また状況により対応できない場合があります。

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	下記記載日を除く月曜日から土曜日 *国民の祝日、8月14日、15日、12月31日～1月3日	
受付時間	月曜～金曜	9時00分～17時30分
	土曜	9時00分～12時30分
サービス提供時間帯	月曜～金曜	9時00分～17時30分
	土曜	9時00分～12時30分

4. 職員の体制

当事業所では以下の職種の職員を配置しています。

職種	勤務人数	常勤・非常勤の種別	専従・兼務の種別
管理者	1 名	常勤	訪問看護師を兼務
訪問看護師	4 名	常勤	専従
訪問看護師	1 名	非常勤	専従
事務	1 名	常勤	専従

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5. 当事業所が提供するサービス方法・内容

(1) 提供方法

主治医の指示書に基づき、利用者の自宅で看護師等が具体的な看護・健康相談・指導を行う。

(2) サービスの内容

訪問看護計画をもとに訪問看護及び介護予防訪問看護サービスとして以下のサービスを主におこないます。

- ①病状・障害の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③療養上の世話
- ④褥創の予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置

* その他のサービスとして、医療、福祉に関する手続きの援助や日常生活における対応困難事例に対しての援助や各相談窓口の紹介もおこないます。

6. 料金

(1) 介護保険制度を利用される場合

利用料の額は、別紙の介護保険利用料金表の1割～3割が自己負担となります。

介護保険の給付の範囲を超えた場合は、そのサービス費は全額（10割）自己負担となります。介護保険申請中や介護保険料の滞納等をおこなっている際のサービス利用に関しては一旦全額（10割）の自己負担をいただきます。

※別途、制度外の費用が発生した際には実費請求させていただく場合もございます。

(2) 医療保険制度等を利用される場合

利用料の額は、別紙の医療保険等利用料金表（自立支援医療制度利用の場合も同料金表）による自己負担となります。

※別途、制度外の費用が発生した際には実費請求させていただく場合もございます。

(3) 生活保護（医療扶助）を受給されている場合

介護保険制度、医療保険制度等どちらの制度をご利用の場合でも、原則として利用料金の自己負担はありません。

※別途、制度外の費用が発生した際には実費請求させていただく場合もございます。

(4) 介護保険・医療保険制度対象外の費用

①交通費

医療保険制度等の場合は診療報酬の額として、交通費の請求は行っておりませんが、別途制度等で、交通費を請求させていただく場合がございます。

②その他の費用

その他、サービスに要した諸費用は実費にてお支払いください。

(5) 利用料金のお支払い方法

前記（1）の料金・費用は1か月ごとに計算しご請求いたします。

お支払い方法は翌月払いとなります。ご不明点等あれば詳しくは、事務所へお尋ねください。

※料金表別紙添付

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けております。

＜苦情受付窓口（担当者）＞

看護師 森 貴之

＜受付連絡先＞

092-661-7444（訪問看護ステーションパラソル直通）

＜受付時間＞

月曜日～金曜日の9時00分～17時30分

土曜日の9時00分～12時30分

(2) 行政機関等の苦情受付機関

○各区保険者

・福岡市

東 区・介護保険課：092-645-1069

博多区・介護保険課：092-419-1081

中央区・介護保険課：092-718-1102

南 区・介護保険課：092-559-5125

城南区・介護保険課：092-833-4105

早良区・介護保険課：092-833-4355

西 区・介護保険課：092-895-7066

・古賀市 高齢者福祉課 介護保険係：092-942-1156

- ・飯塚市 介護保険課 保険給付係 : 0948-22-5500
- ・嘉麻市 高齢者介護課 : 0948-62-5353
- ・春日市 健康福祉部 高齢課 : 092-584-1122
- ・筑紫野市 介護保険課 : 092-923-1111
- ・大野城市 健康福祉部 介護サービス課 : 092-501-2211
- ・那珂川市 保険年金課 介護保険係 : 092-953-2211
- ・太宰府市 すこやか長寿課 介護保険係 : 092-921-2121
- ・久留米市 介護保険課 : 0942-30-9247
- ・宗像市 健康福祉部 介護保険課 : 0920-36-4877
- ・糸島市 介護保険課 : 092-332-2070
- ・福津市 高齢者サービス課 介護保険係 : 0940-43-1111
- ・広域連合糟屋支部 : 092-652-3111

○福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 : 092-642-7859

8. 虐待防止・身体拘束に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又は防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定する。
- (5) 青年後見制度を周知するとともに、制度の利用にあたって必要となる支援を行う。
 - 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等の高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
 - 3 利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない理由を記録しなければならない。
 - 4 身体拘束を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむをえない理由を記録しなければならない。

＜虐待防止・責任者＞

管理者 米谷 由香里

9. ご契約者からのサービス利用の中止（キャンセル）・変更・追加

- (1) 中止（キャンセル）

予定されている訪問看護日のサービス利用に関するキャンセル等につきましては必ず当ステーションまでご連絡ください。

＊ キャンセルの際のキャンセル料はいただいておりません。

- (2) 変更・追加ならびに契約の解除

ご契約者からのサービス利用開始後のサービス利用計画の変更・追加（利用回数の増減

等)ならびに契約の解除につきましては、ご要望をお聞きしたうえで当該主治医と連絡・相談をおこない対応いたします。

10. 当事業所からご利用契約の終了をおこなう場合

ご利用契約後は以下のような事由がないかぎり、継続してサービスをご利用できますが、仮に以下のような事由が発生した場合は当事業所との契約は終了させていただきます。

- ①ご契約者が死亡、行方不明等となり訪問看護の継続不可能となった場合
- ②要介護・要支援認定により、自立と判定された場合
(※介護保険制度において訪問看護を利用されていた場合)
- ③ご契約者が介護保険施設等に入所された場合
(※介護保険制度において訪問看護を利用されていた方)
- ④ご契約者が入院された場合
- ⑤事業所の解散やその他の事由でサービス提供が困難となった場合

11. 緊急時（事故発生時）の対応

サービス提供中に事故等が発生した場合は速やかに、ご契約者の主治医、居宅介護支援事業所、ご家族等に連絡し対応いたします。

12. 情報開示

当ステーションに関する情報はインターネット上における当法人のホームページ、WAMNET等において掲示しております。ご参照ください。

13. 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱い方法につきましては、ご契約時の個人情報同意書に基づき、その取り扱いには十分留意いたします。

訪問看護を利用するに当たり、必要時は私の情報を医療関係の各機関（公共機関も含む）へ提供する事に同意します。

利用者氏名 _____ 印

保護者氏名 _____ 印

14. 秘密保持

当ステーション職員が業務上知り得た個人情報等については別紙の個人情報同意書に記載している情報提供以外には第三者への漏洩はいたしません。

*上記は退職職員に関しても徹底しております。

15. 家族等への連絡

ご利用者の病状に関すること等において訪問看護師と主治医が相談のうえ、ご家族へ連絡をおこなうことがあります。

16. 医療安全体制

当ステーション職員は、サービス提供時において医療安全に留意しております

訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの提供開始に際して、書面に基づき契約内容の説明及び重要事項の説明を行いました。

医療法人済世会

訪問看護ステーションパラソル

管理者 米谷 由香里 印

本書面に基づいて事業者から①契約内容に関する説明②重要事項に関する説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

なお、サービス提供に関する判断が困難な場合は、利用者に代わり下記の保護者がサービスに関する判断をおこなうことに同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住所

氏 名 _____ 印 _____

連絡先

＜保護者＞

住所

氏 名 _____ 印 _____

連絡先